

令和6年8月より  
申請受付開始

# 65歳以上の中等度難聴の方へ、 補聴器の購入費を助成します



岡山市では、聞こえづらさから、日常生活に不安を感じている高齢者の適切な補聴器装用につなげ、コミュニケーション能力の維持・向上を図ることで、フレイル予防や社会参加を促進することを目的として補聴器購入費を助成します。

## 対象要件

以下の要件をすべて満たす方が助成対象となります。

- (1) 岡山市に住民登録がある65歳以上の方
- (2) 市民税非課税世帯に属する方  
※岡山市で課税状況が確認できない場合、必要書類を他の市区町村から取り寄せて頂くことがあります。
- (3) 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方
- (4) 原則として両耳の聴力レベルがいずれも40dB以上であり、耳鼻咽喉科医（身体障害者福祉法第15条指定医または補聴器相談医）により、補聴器の必要性が認められる旨の意見書を得られる方
- (5) 過去に本事業による助成金交付決定を受けた場合、交付決定から5年が経過している方

## 助成額

補聴器購入費の2分の1以内（上限25,000円）

※付属品単体での購入、修理、部品交換及び調整等の費用は対象外

※助成対象機種は耳かけ型またはポケット型（耳あな型・骨導式は、身体的な理由等により対象機種の使用が困難な場合に限り。）

※認定補聴器専門店（公益財団法人テクノエイド協会認定）で購入するものに限り。

## 注意事項

- (1) 必ず、補聴器を購入する前に申請してください。すでに購入されたものについては、助成の対象となりません（注1）。  
注1：令和6年4月から7月までの期間に補聴器を購入し、上記の「対象要件」を満たす方に限り、購入後の申請ができます。確認事項が複数あるので、申請前に高齢者福祉課へご相談ください。
- (2) 耳鼻科を受診した際に、治療や障害者手帳の取得について勧められた場合には、医師の指示に従ってください。
- (3) 補聴器には高額なものもあり、購入後は返品できないことも多いので、購入する前にご家族や医師とよく相談しましょう。

## 窓口

【受付窓口】 もよりの福祉事務所、各支所総務民生課

【制度に関するお問合せ】 岡山市保健福祉局高齢福祉部 高齢者福祉課 在宅支援係

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1（保健福祉会館9階）

電話：086-803-1230 FAX：086-803-1754

（裏面へ続きます）

## 手続きの流れ

### 1. 市の窓口（各福祉事務所・各支所総務民生課）で受付を行う

**必要書類** 本人確認書類、申請書の記入

- ・申請書の様式は、各福祉事務所・各支所総務民生課の窓口で取得してください。
- ・課税状況等の要件を満たしていることが確認できた方へ、後日、医師意見書様式を郵送します。



（意見書が届き次第速やかに）

### 2. 医師意見書様式を持参し、耳鼻咽喉科を受診

**必要書類** 1. で交付された医師意見書様式

- ・耳鼻咽喉科（身体障害者福祉法第15条指定医または補聴器相談医）を受診し、補聴器の装用が必要と認められた場合に、医師へ意見書の作成を依頼してください。
- ・受診料、検査料、文書料（医師意見書作成料）等は自己負担です。
- ・聴力測定を正確に行うため、医師から2回以上の受診を案内される場合があります。
- ・受診の結果、補聴器購入費の助成対象とならない場合もあります。



（意見書が作成され次第速やかに）

### 3. 認定補聴器専門店で医師意見書を持参し、購入する補聴器の見積をもらう

**必要書類** 2. で作成してもらった医師意見書

- ・見積は、申請者本人（助成対象者）宛で作成を依頼してください。
- ・申請に必要な書類（医師意見書、補聴器の見積）の市への提出は、見積を作成した補聴器店へ依頼してください。



（交付決定通知書が届き次第速やかに）

### 4. 補聴器の購入

**必要書類** 交付決定通知書、実績報告及び請求書兼委任状

- ・交付決定通知書等が届いたら、見積を作成した補聴器店で補聴器を購入します。
- ・購入時に、実績報告及び請求書兼委任状を補聴器店へ提出し、見積金額と助成金額の差額（自己負担額）を補聴器店へお支払いください（注2）。

注2：原則、助成金は市から補聴器店へ支払われますが、一部対応が異なる店舗があるため、詳細については購入先の補聴器店へお問合せください。

- ・継続的な装用のため、定期的な耳鼻咽喉科の受診や補聴器店での調整をおすすめします。



耳鼻咽喉科（身体障害者福祉法第15条指定医または補聴器相談医）および認定補聴器専門店の一覧は、岡山市ホームページまたは窓口（各福祉事務所・各支所総務民生課）でご確認ください。



岡山市 HP

## 1月以降に補聴器の購入を予定されている方へ

会計年度が終了する3月31日までに、1. から4. までの手順をすべて完了する必要があります。

手続きが完了できない場合は、助成できないことがありますので、購入までに要する期間等、あらかじめ購入先の補聴器店とご相談ください。